

厚岸町規則第56号

厚岸町個人情報の保護に関する法律等施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月16日

厚岸町長

三浦 克彦

厚岸町個人情報の保護に関する法律等施行規則の一部を改正する規則

厚岸町個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年厚岸町規則第17号）の一部を次のように改正する。

別記様式第8号、別記様式第21号及び別記様式第30号中「又は住民基本台帳カード（住所記載があるもの）」、「住民基本台帳カード（注）」及び「（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。」を削る。

附 則

この規則は、令和7年12月28日から施行する。